

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 23日

名古屋市長 様

提出者

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番19号

氏 名 株式会社ピーエス三菱 名古屋支店

執行役員支店長 田原道和

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号052-221-8486

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	株式会社ピーエス三菱 名古屋支店
事 業 場 の 所 在 地	愛知県名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
事 業 の 種 類	06:総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2023年04月01日 ~ 2024年03月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

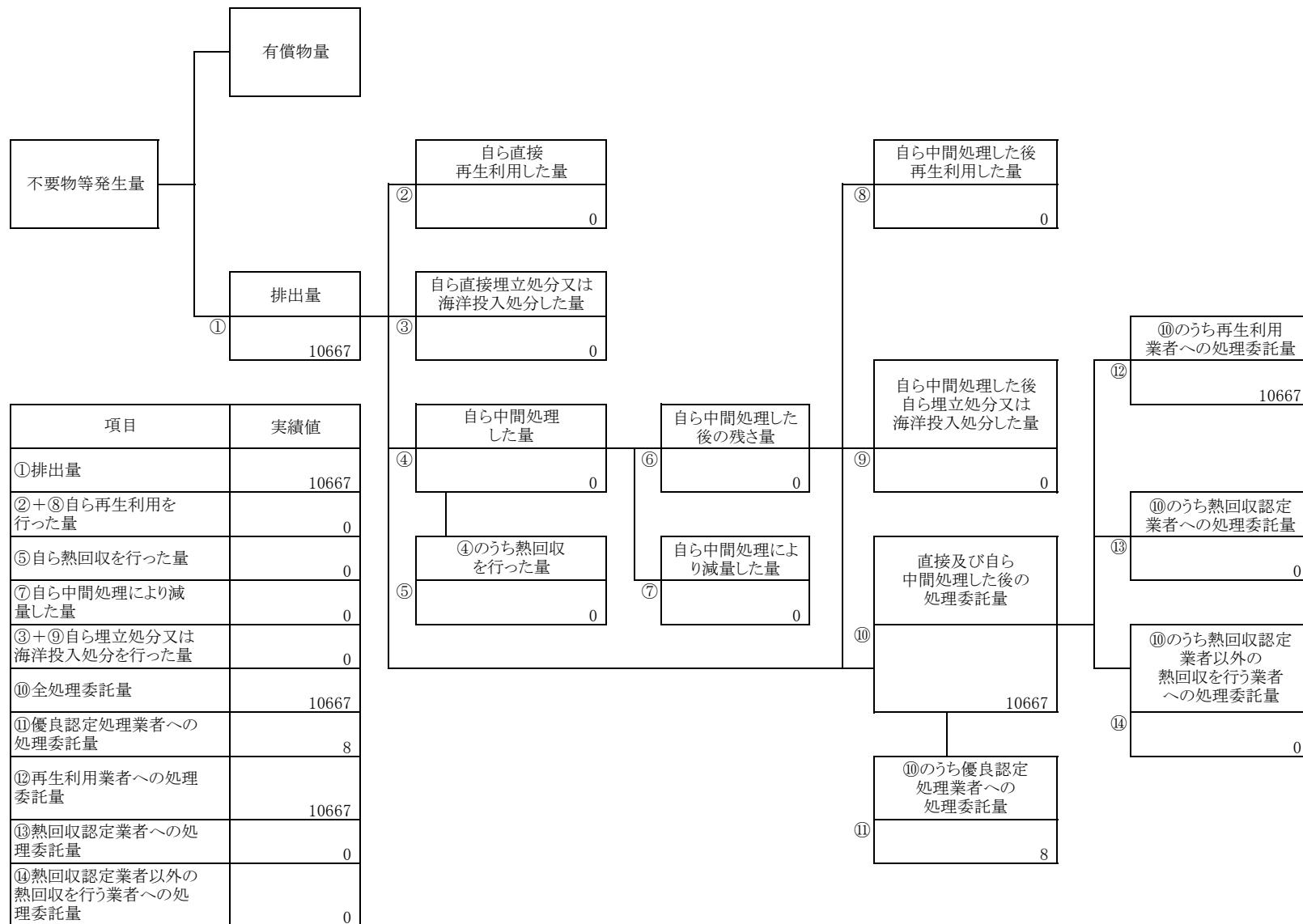
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	21150t	全 处 理 委 託 量	21150t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0t
自 ら 热 回 収 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	21150t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	0t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

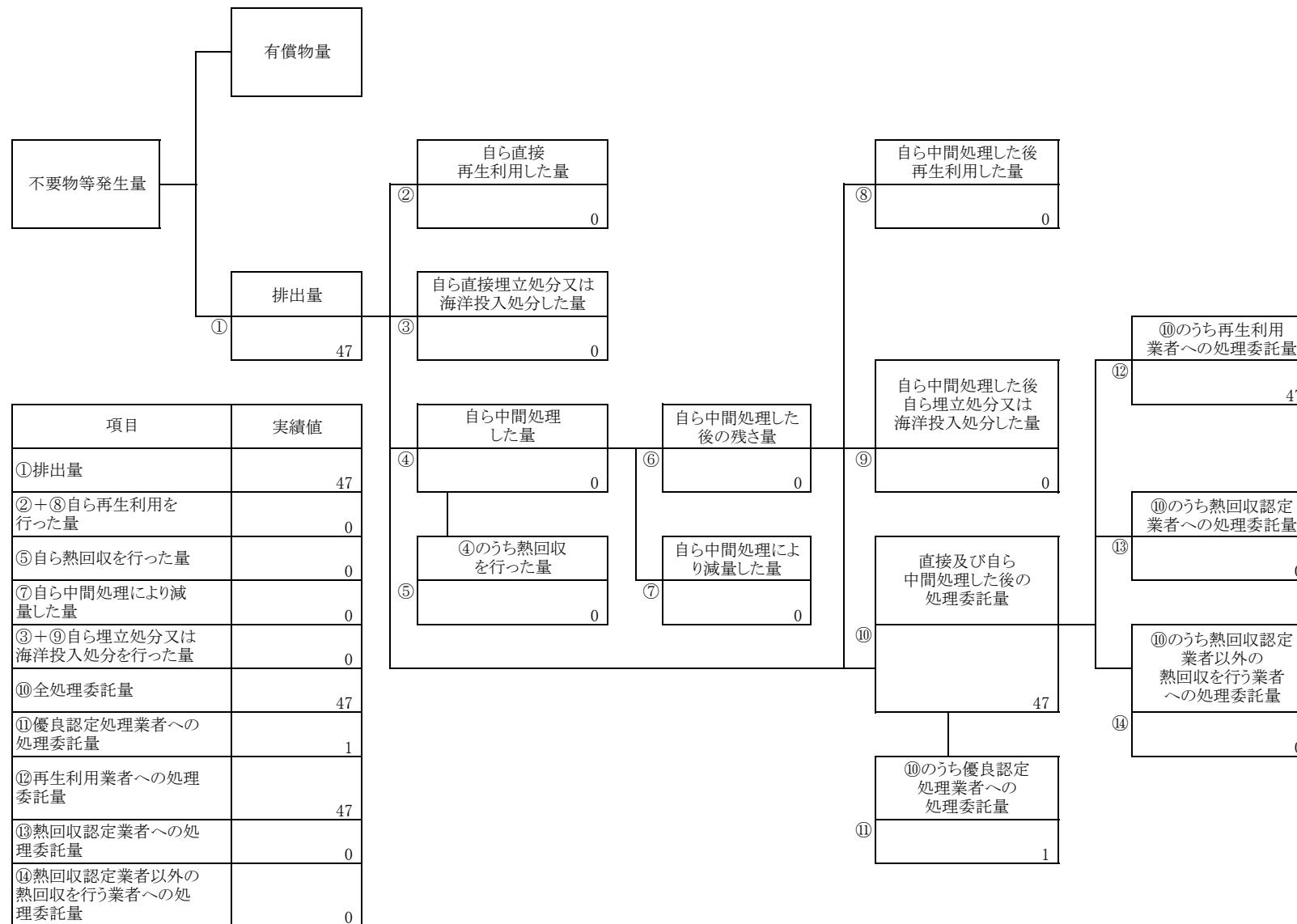
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず : コンクリートがら)

(第2面)



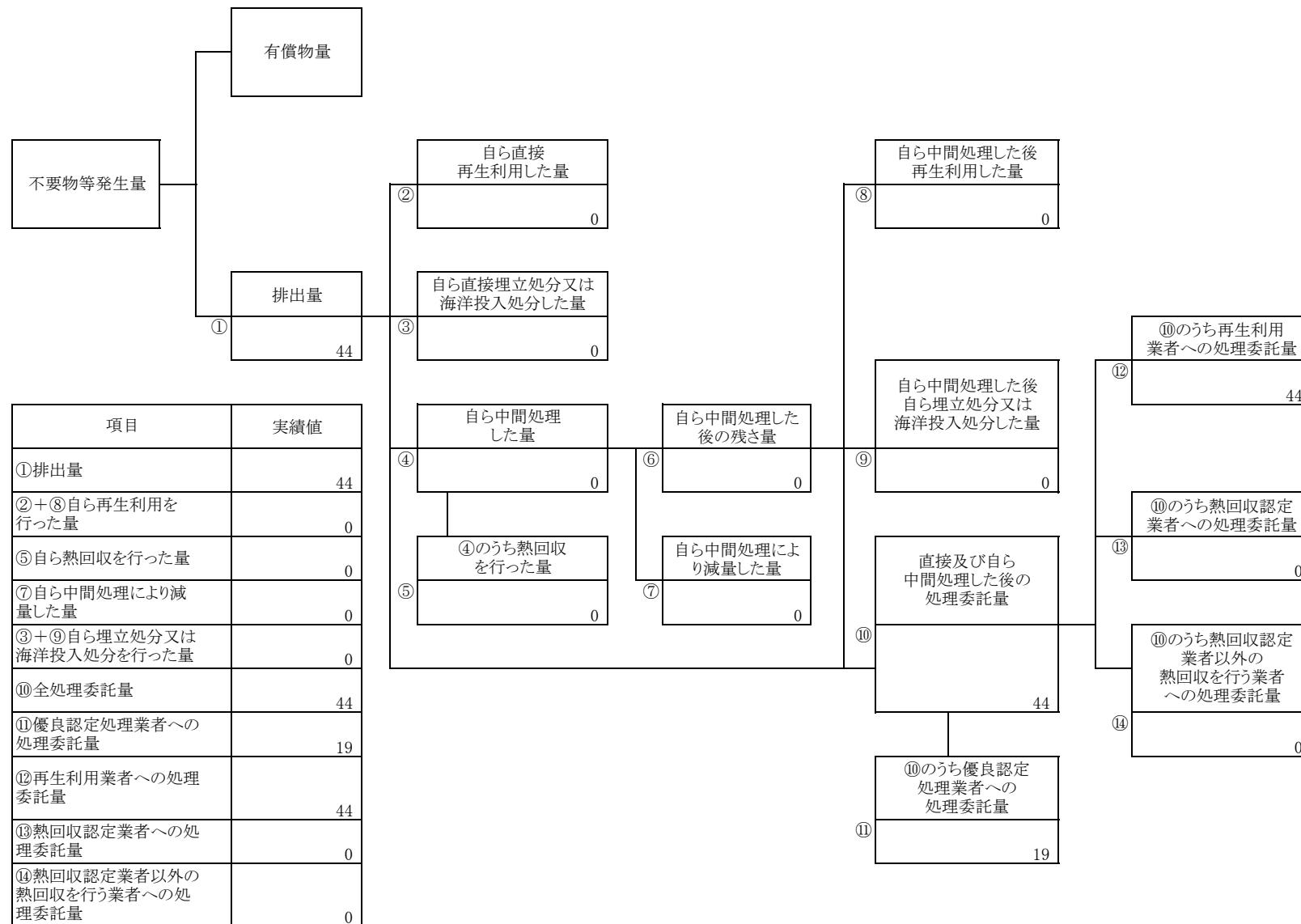
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類 : アスファルトがら)



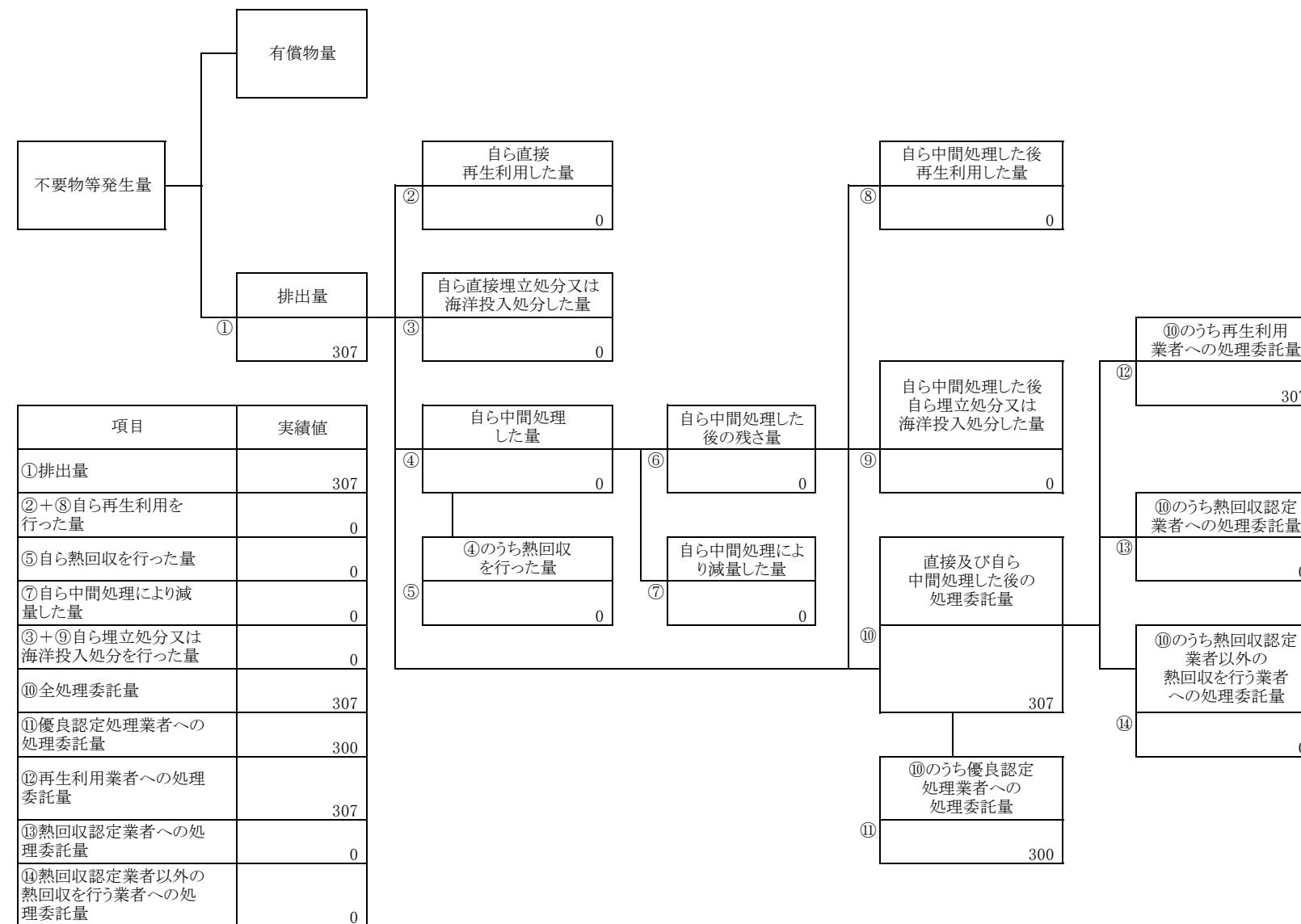
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類 : その他がれき類)



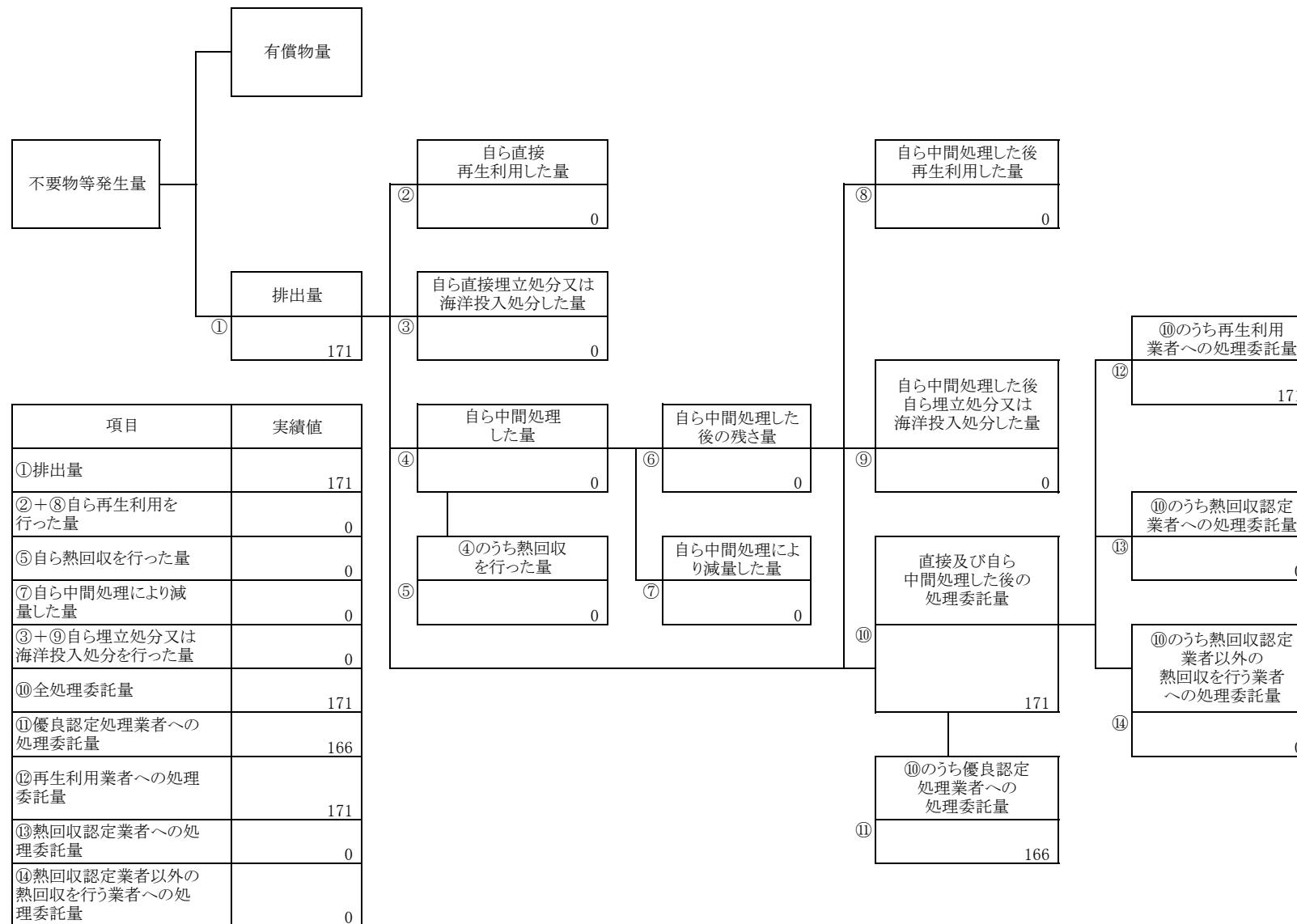
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず :



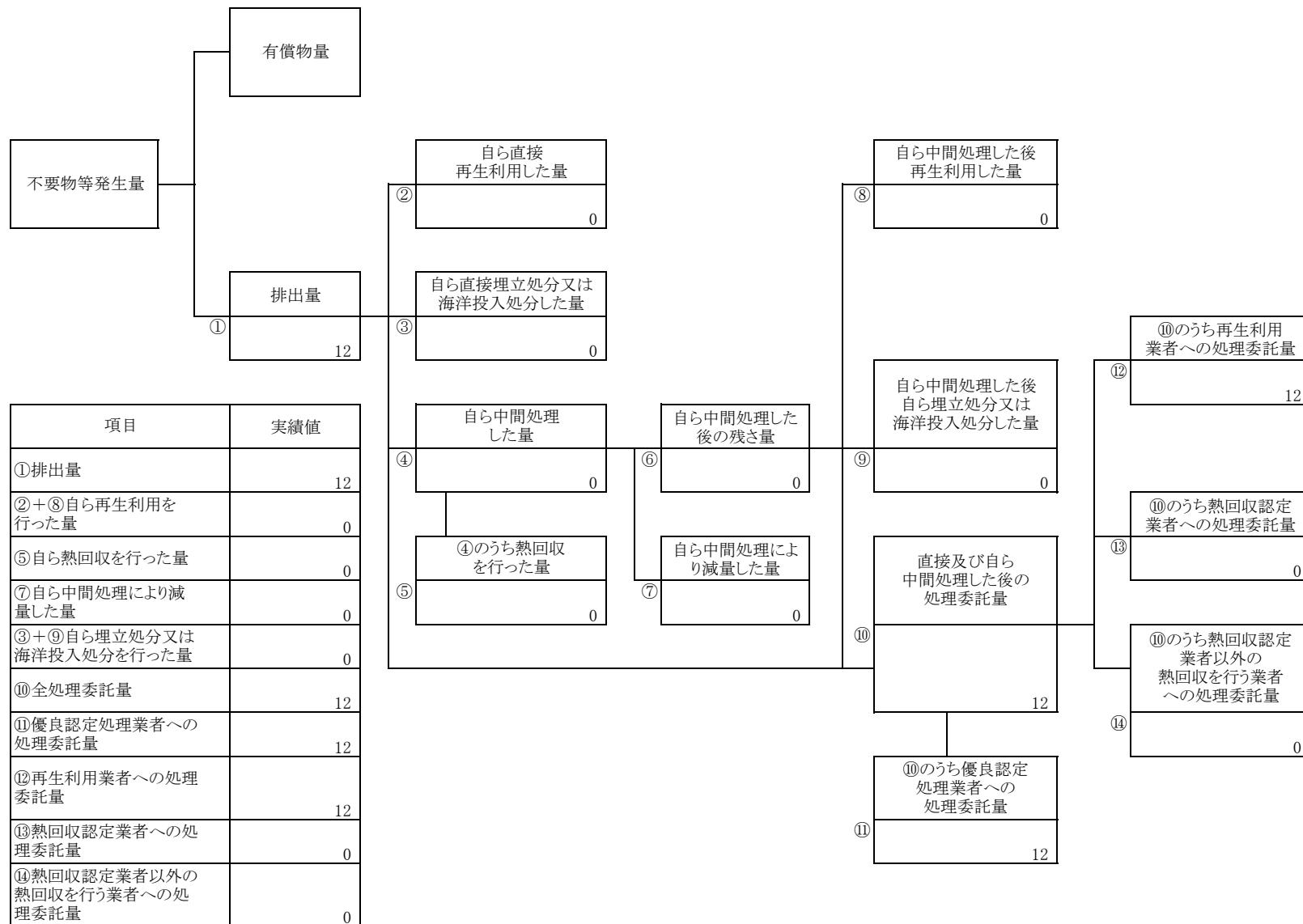
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック :)



計画の実施状況

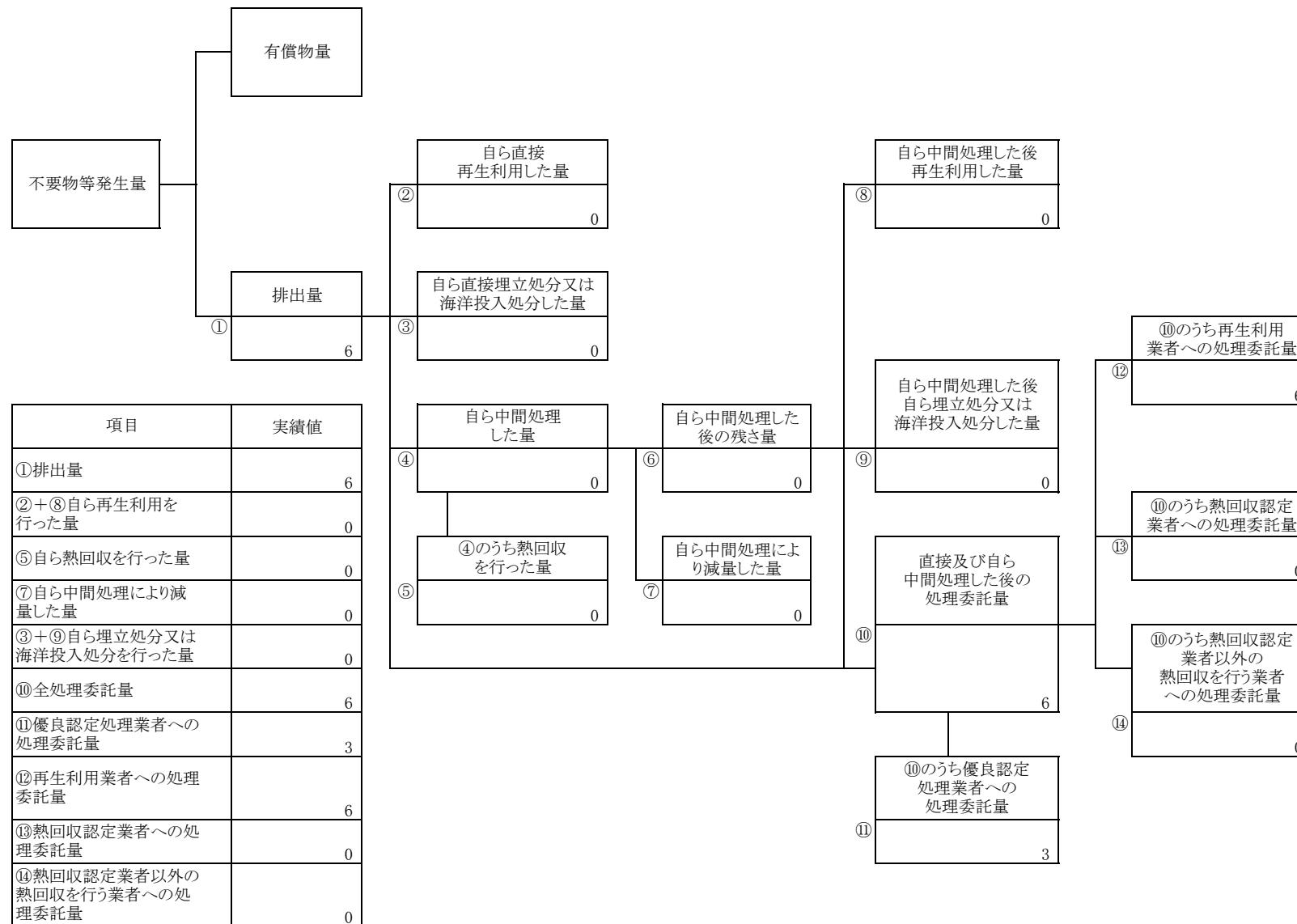
(産業廃棄物の種類: 金属くず :)



(第2面)

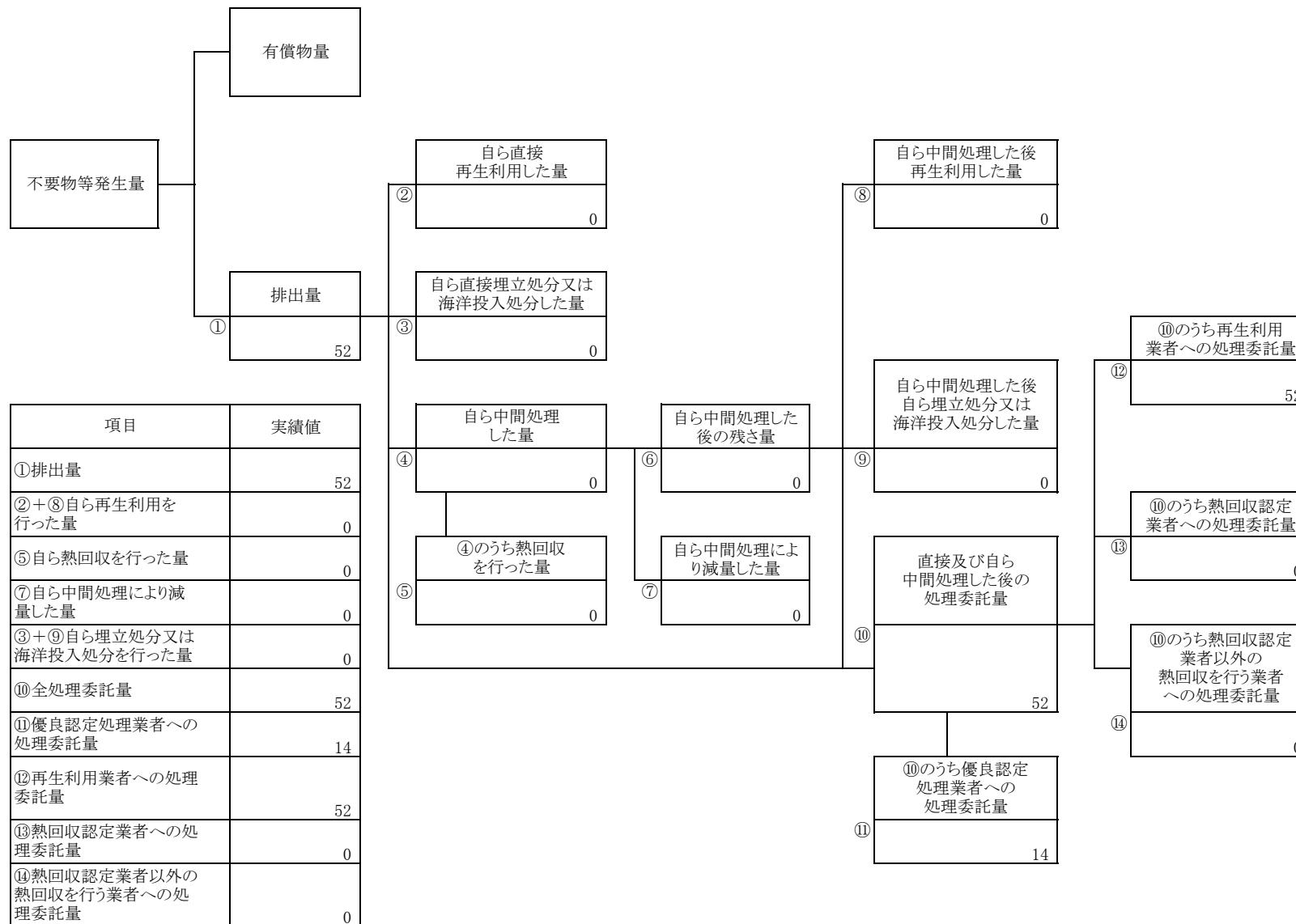
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 混合物 : 安定型のみ)



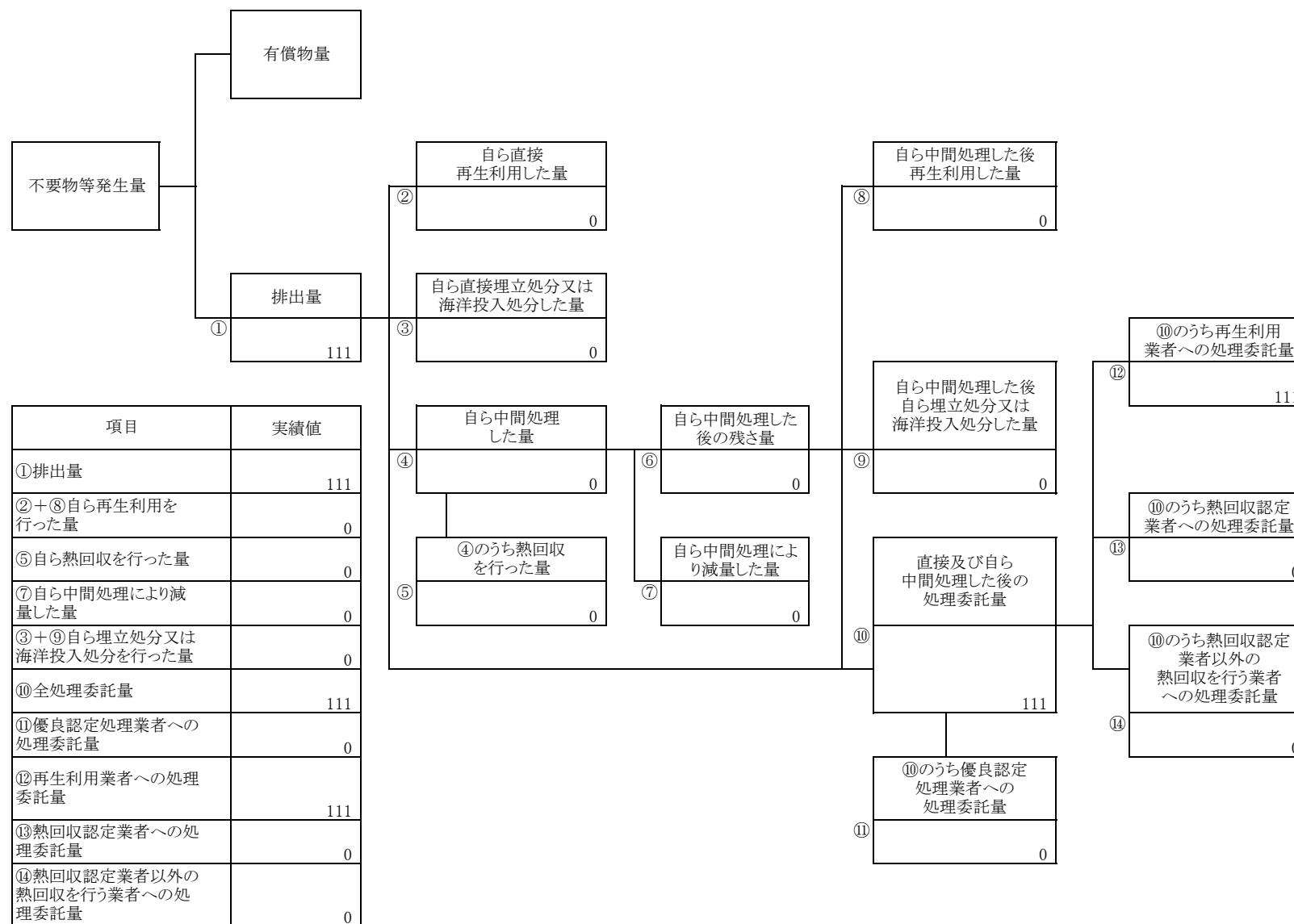
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず :)



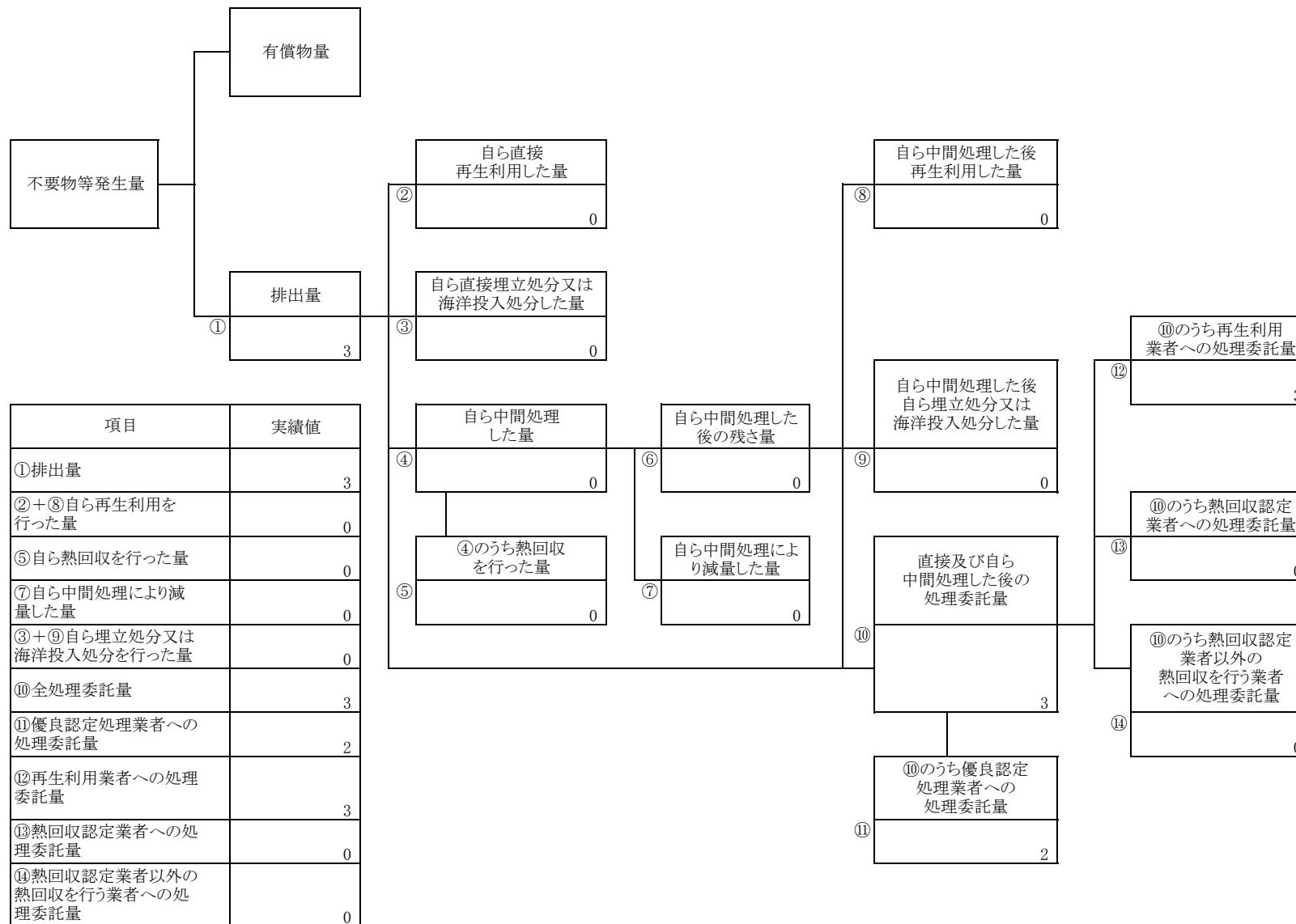
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥 : 建設汚泥)



計画の実施状況

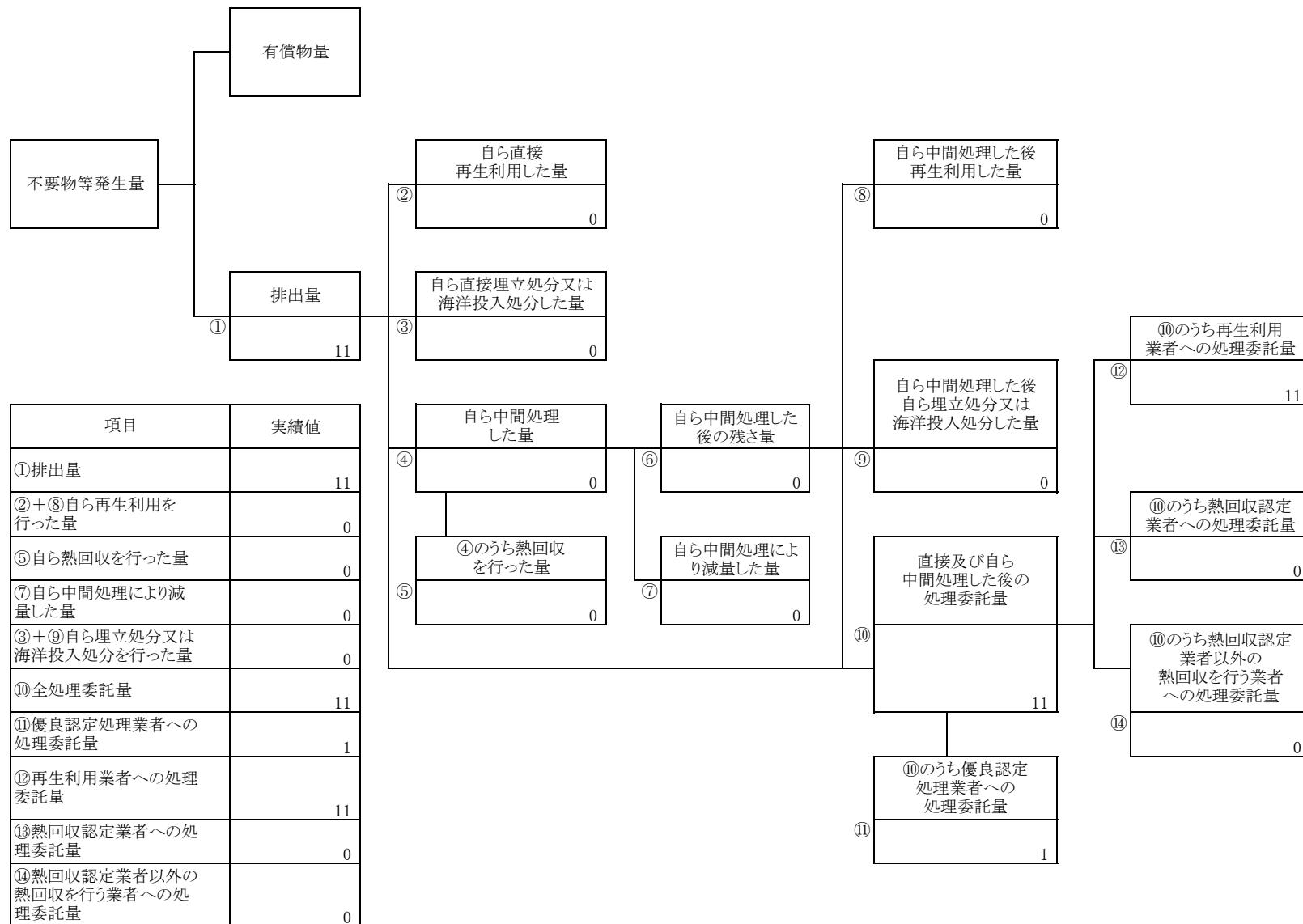
(産業廃棄物の種類: 紙くず :)



計画の実施状況

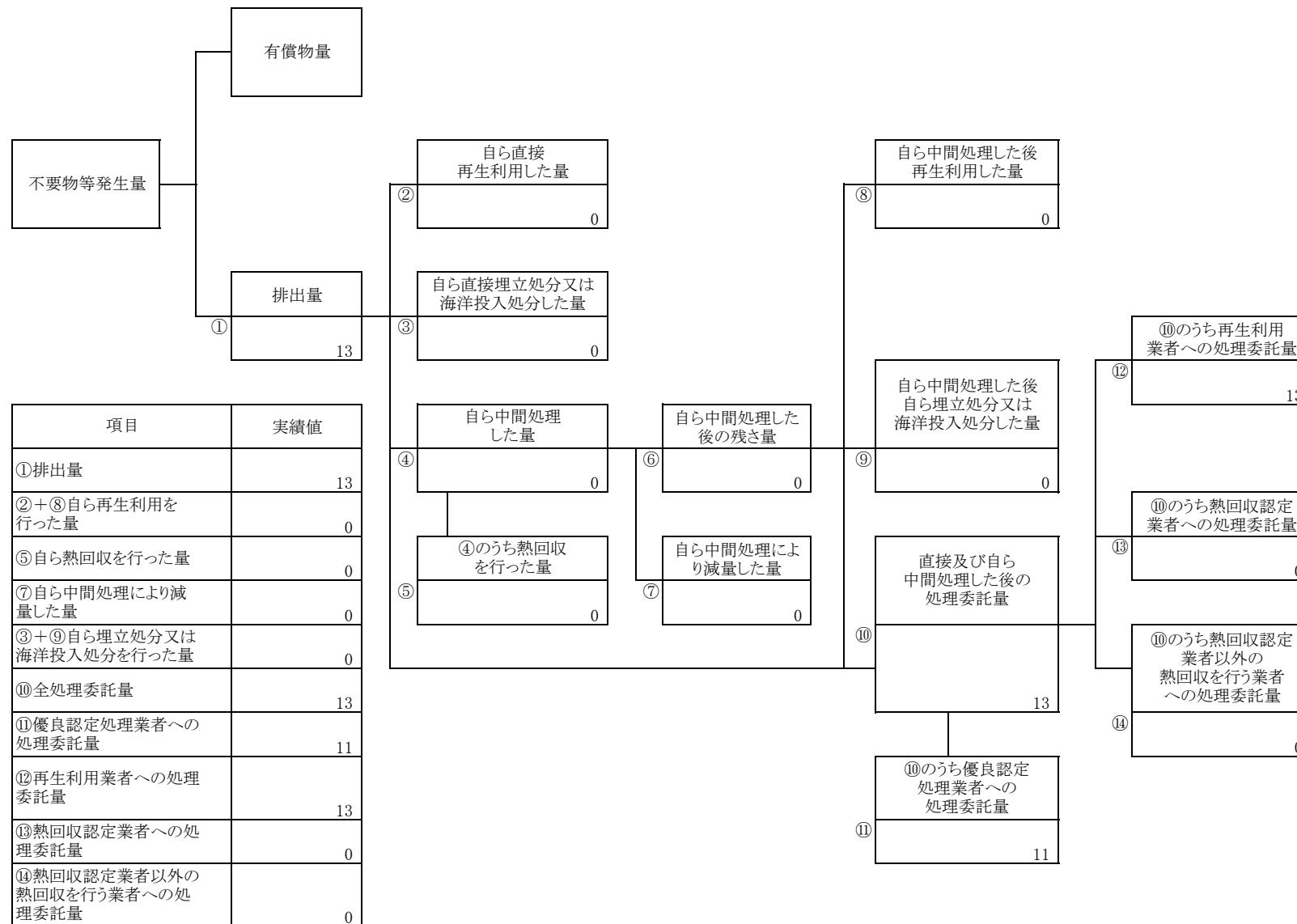
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず : 廃石膏ボード)

(第2面)



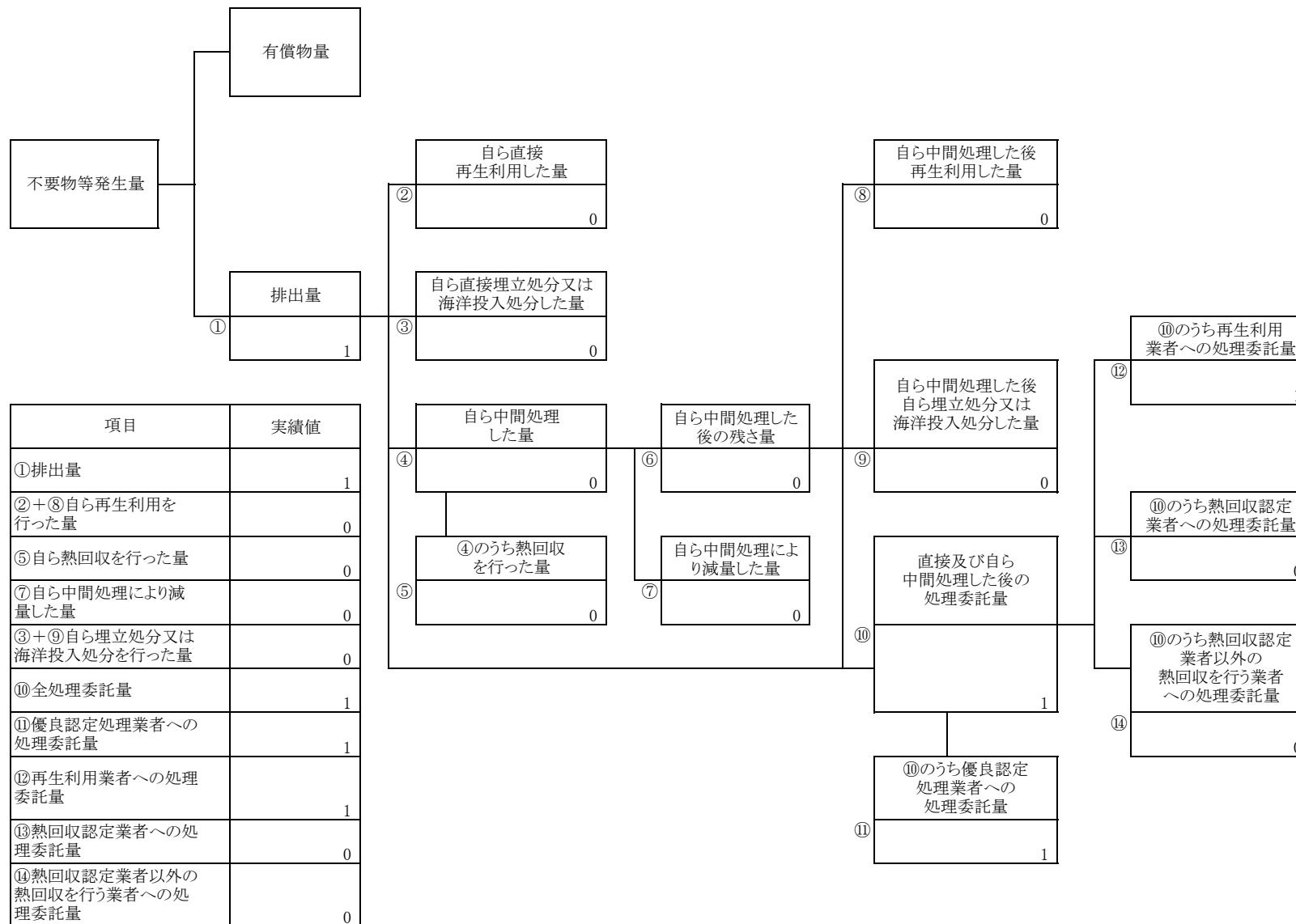
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 混合物 : 管理型)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油 :)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。